

○京都府福祉のまちづくり条例施行規則

平成7年6月30日 京都府規則第25号
改正 平成16年9月28日 京都府規則第32号
改正 平成17年11月4日 京都府規則第53号
改正 平成18年12月20日 京都府規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府福祉のまちづくり条例（平成7年京都府条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(整備基準)

第2条 条例第14条第3項及び第18条に規定する整備基準は、次の表の左欄に掲げるまちづくり施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

まちづくり施設の区分	整備基準
1 建築物 (1) 条例第5章の規定の適用を受ける建築物（条例別表第2の1の項の(19)に掲げる用途に供する建築物（以下「旅客施設」という。）を除く。） (2) (1)に規定する建築物以外のもの（旅客施設を除く。） (3) 旅客施設	別表第1の1の表に掲げる基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の規定により条例で付加した事項を含む。） 別表第1の2の表に掲げる基準 別表第1の3の表に掲げる基準
2 道路	別表第2に掲げる基準
3 公園	別表第3に掲げる基準
4 駐車場	別表第4に掲げる基準

(平16規則32・全改、平18規則44・一部改正)

(小規模な施設に係る基準の特例)

第2条の2 次に掲げる建築物で、延べ面積が500平方メートル（第5号に掲げる建築物にあつては、50平方メートル）未満のものに対する整備基準の適用に当たっては、別表第5の左欄に掲げる整備項目について、同表の中欄に定める場合においては、同表の右欄のとおりとする。

- (1) 条例別表第2の1の項の(2)に掲げる用途に供する建築物（病室を有する建築物を除く。）
- (2) 条例別表第2の1の項の(3)、(5)から(7)まで、(12)、(14)及び(15)に掲げる用途に供する建築物
- (3) 条例別表第2の1の項の(4)に掲げる用途に供する建築物（床面積が200平方メートル以上の集会室を有する建築物を除く。）
- (4) 条例別表第2の1の項の(16)に掲げる用途に供する建築物（同項の(16)のアの理髪店及び美容院並びに同項の(16)のイに掲げる用途に供する建築物に限る。）
- (5) 条例別表第2の1の項の(21)に掲げる用途に供する建築物

(平16規則32・H18規則44・追加)

(整備誘導基準等)

第2条の3 条例第14条第2項に規定する用途及び規模を考慮して規則で定めるまちづくり施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例別表第2の1の項の(2)、(5)から(7)まで、(8)のA及び(11)から(16)までに掲げる用途に供するまちづくり施設で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 条例別表第2の1の項の(3)、(4)、(19)及び(24)並びに同表3の項の(2)に掲げる用途に供するまちづくり施設

2 条例第14条第3項に規定する整備誘導基準は、別表第6のとおりとする。

(平16規則32・追加)

(整備基準とみなす市町村の条例の基準)

第2条の4 条例第16条第3項に規定する規則で定める基準は、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（平成16年京都市条例第78号）第8条第1項前段に規定する基準とする。

(平16規則32・追加)

(整備基準適合証の交付)

第3条 条例第16条第1項に規定する整備基準適合証の交付の請求は、整備基準適合証交付請求書（別記第1号様式）に、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを証する図書を添付して行わなければ

ならない。

2 条例第16条第2項に規定する整備基準適合証の交付は、当該交付の対象となるまちづくり施設における整備基準適合証の表示方法について事業者と協議の上、行うものとする。

(設置の工事の協議)

第4条 条例第19条第1項の規定による協議は、特定まちづくり施設設置工事協議書(別記第2号様式)及び知事が別に定める図書に、次の表の左欄に掲げるまちづくり施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添付して行わなければならない。

まちづくり 施設の区分	添付図書	
	種類	明示する事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
	縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに壁及び開口部の位置
公園	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに主な出入口及び園路
駐車場	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、駐車場の区域、駐車場に接する道路の位置及び幅員、駐車場の区画割並びに土地の高低

2 条例第19条第2項において準用する同条第1項の規定による協議は、特定まちづくり施設設置工事変更協議書(別記第2号の2様式)及び知事が別に定める図書に、前項に規定する図書(変更に係るものに限る。)を添付して行わなければならない。

(平16規則32・一部改正)

(工事完了の届出)

第5条 条例第19条第3項に規定する工事完了の届出は、特定まちづくり施設設置工事完了届出書(別記第3号様式)を提出して行わなければならない。

(平16規則32・一部改正)

(身分証明書)

第6条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第4号様式のとおりとする。

(公表)

第7条 条例第22条第1項に規定する公表は、京都府公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 特定まちづくり施設の設置者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 勧告に従わない旨の事実

(3) 勧告の内容

(4) その他知事が必要と認める事項

(整備基準適合状況調査の報告)

第8条 条例第23条第2項に規定する整備基準適合状況調査の報告は、整備基準適合状況調査報告書(別記第5号様式)及び知事が別に定める図書を提出して行うものとする。

(国等に準じる者)

第9条 条例第24条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

(1) 独立行政法人水資源機構

(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(3) 京都府住宅供給公社及び京都市住宅供給公社

(4) 京都府道路公社

(5) 日本下水道事業団

(6) 独立行政法人都市再生機構

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令の定めるところにより、国、府又は市町村とみなされて建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定が準用される公社等

(平16規則32・平17規則53・一部改正)

(適用除外に係る市町村の条例)

第10条 条例第40条に規定する規則で定める市町村の条例の規定は次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該規定に相当する規則で定める規定は同表の右欄に掲げるとおりとする。

条例の規定と同等以上の効果を有する市町村の条例の規定	適用しないこととする条例の規定
京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第2章及び第3章の規定	第4章及び第5章の規定

(平16規則32・全改)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第37号) 抄

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第32号) 抄

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(京都府福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するまちづくり施設及び現に設置の工事中のまちづくり施設に対する、第1条の規定による改正後の京都府福祉のまちづくり条例施行規則第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第44号)

1 この規則は、平成18年12月20日から施行する。

2 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間に設置の工事に着手する特定まちづくり施設に対する第1条の規定による改正後の京都府福祉のまちづくり条例施行規則第2条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

1 建築物(旅客施設を除く建築物で条例第5章の規定の適用を受けるもの)に係る整備基準

整備項目	整備基準
1 便所	<p>条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途(卸売市場を除く。)、同項の(8)のア、(13)若しくは(14)に掲げる用途、同項の(15)に掲げる用途(飲食店に限る。)若しくは同項の(16)に掲げる用途に供する建築物で用途面積が1,000平方メートル以上のもの又は同項の(12)に掲げる用途に供する建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場に限る。)で用途面積が2,000平方メートル以上のものに、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。</p>
2 客席	<p>(1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できる区画(以下「車いす使用者用区画」という。)を、全客席数に200分の1を乗じて得た数(当該数が2未満の場合にあつては2、10を超える場合にあつては10)以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用区画は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は85センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面は、高低差がないものとする。</p> <p>(3) 建築物移動等円滑化基準に適合する客席の出入口と車いす使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平たんな部分を設けること。</p>

(平18規則44・一部改正)

2 建築物(旅客施設を除く建築物で条例第5章の規定の適用を受けないもの)に係る整備基準

整備項目	整備基準
1 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車に供する施設については、この限りでない。</p>
2 階段	<p>多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>

	<p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p>
3 傾斜路	<p>多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
4 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) (1)に定める便所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に定める構造の車いす使用者用便所を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とする。</p> <p>イ 車いす使用者用便所が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者用便所が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(4) 条例別表第2の1の項の(12)に掲げる用途に供する建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）又はボーリング場その他これらに類する運動施設に限る。）で用途面積が1,000平方メートル以上のものに、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)設け、かつ、当該便所及び当該便所が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。</p>
5 敷地内の通路	<p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こ</p>

	<p>う配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
6 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場（機械式のもの又は全駐車台数が50台未満のものを除く。）を設ける場合には、車いす利用者用駐車施設を、全駐車台数が100台未満の場合にあっては1以上、全駐車台数が100台以上の場合にあっては2以上設けること。</p> <p>(2) 車いす利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす利用者用駐車施設又はその付近に、車いす利用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 7の項の(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
7 障害者や高齢者をはじめすべての人が利用しやすい経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路のうち1以上を、障害者や高齢者をはじめすべての人が利用しやすい経路とすること。</p> <p>ア 建築物に、多数の者が利用する居室（共同住宅又は寄宿舎にあっては住戸、ホテル又は旅館にあっては客室を含む。以下「利用居室等」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室等までの経路</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車いす利用者用便房を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす利用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす利用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす利用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p> <p>(2) 当該経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 直接地上へ通じる出入口のうち1以上は、建築物の主要な出入口とすること。</p> <p>(3) 当該経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。</p> <p>(4) 当該経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3の項（アを除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>エ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平たんな部分を設けること。</p> <p>(5) 当該経路を構成するエレベーター（(6)に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア かごは、利用居室等、車いす利用者用便房又は車いす利用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメー</p>

	<p>ル以上とすること。</p> <p>オ かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長できる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話できる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する制御装置を設けること。</p> <p>カ 乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長できる機能を有する制御装置を設けること。</p> <p>キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ク 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>サ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>シ かご内に、車いす使用者が戸の開閉状態を確認できる鏡を設けること。</p> <p>ス かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けること。</p> <p>セ かご内の左右両側に、手すりを設けること。</p> <p>(6) 当該経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該経路を構成する敷地内の通路は、5の項（ウの（ア）を除く。）の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。</p> <p>（ア） 手すりを設けること。</p> <p>（イ） 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>（ウ） こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>（エ） 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>（オ） 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p> <p>(8) (1)の（ア）に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(7)の規定によることが困難である場合における(1)から(7)までの規定の適用については、(1)の（ア）中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり、(1)の（イ）中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>8 視覚障害者が円滑に利用できる経路</p>	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路にすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設については、この限りでない。</p> <p>ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合 道等から当該案内設備までの経路</p> <p>イ 案内設備を設けない場合 道等から当該建築物の主要な出入口までの経路</p> <p>(2) 当該経路は、次に掲げるものとする。</p>

	<p>ア 当該経路に、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上端に近接する部分</p>
9 浴室等	<p>(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
10 客席	<p>(1) 条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する建築物の客席に固定式の座席を設ける場合には、車いす使用者用区画を、全客席数に200分の1を乗じて得た数(当該数が2未満の場合にあっては2、10を超える場合にあっては10)以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用区画は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は85センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床面は、高低差がないものとする。</p> <p>(3) 7の項の(2)の基準に適合する客席の出入口と車いす使用者用区画との間の経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>(ウ) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p>

備考

- 「視覚障害者誘導用ブロック等」とは、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。
 - 「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
 - 「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- (平18規則44・一部改正)

3 旅客施設に係る整備基準

整備項目	整備基準
1 通路	<p>通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(イ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。</p>
2 階段	<p>階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 両側に手すりを設ける。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を点字により表示すること。</p> <p>ウ 回り階段でないこと。</p> <p>エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>カ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。</p> <p>キ 両側に側壁又は立ち上がり部を設ける。</p>
3 傾斜路	<p>傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 両側に手すりを設ける。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 両側に側壁又は立ち上がり部を設ける。</p> <p>エ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
4 便所	<p>(1) 便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合には、手すりを配置した床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を 1 以上設ける。</p> <p>(2) 便所を設ける場合には、そのうち 1 以上は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 次に定める構造の車いす使用者用便房を 1 以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ 1 以上）設ける。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口の幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>(エ) 戸は、引き戸（構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 5の項の(1)に定める経路と車いす使用者用便房との間の経路を構成する通路のうち 1 以上は、同項の(4)に掲げるものとする。</p> <p>ウ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口の幅は、80センチメートル以上とする。</p> <p>エ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>オ 車いす使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち 1 以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設ける。</p> <p>(3) 1日当たりの乗降客が5,000人以上の旅客施設に便所を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げるものとする。</p>

	<p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上) 設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。</p>
<p>5 障害者や高齢者をはじめすべての人が円滑に通行できる経路</p>	<p>(1) 公共用通路(旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路のうち、乗降場ごとに1以上を、障害者や高齢者をはじめすべての人が円滑に通行できる経路とすること。</p> <p>(2) 当該経路の床面に高低差がある場合には、傾斜路又はエレベーターを設けること。</p> <p>(3) 当該経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(4) 当該経路を構成する通路は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合にあつては、通路の末端付近及び50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(5) 当該経路を構成する傾斜路は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p> <p>(6) 当該経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ かごの幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>ウ かご内に、車いす使用者が戸の開閉状態を確認できる鏡を設けること。ただし、イのただし書に規定するものについては、この限りでない。</p> <p>エ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいるもの者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p> <p>オ かご内の左右両側に手すりを設けること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の戸が開いている時間を延長できる機能を有するものとする。</p> <p>キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ク かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p>

	<p>ケ かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長できる機能、かごの位置を表示する機能及びかごの外部にいる者と通話できる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する制御装置を設けること。</p> <p>コ 乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に、戸が開いている時間を延長できる機能を有する制御装置を設けること。</p> <p>サ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ス かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</p> <p>セ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けること。</p>
6 視覚障害者が円滑に通行できる経路	<p>(1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であつて公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>(2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロック等が敷設された通路等と5の項の(6)のサの基準に適合する乗降ロビーに設ける制御装置、7の項の(4)の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び8の項の(1)の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
7 運行情報提供設備等	<p>(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。</p> <p>(2) エレベーターその他の昇降機、便所又は乗車券等販売所の付近には、それらの設備等がある旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>(3) 公共用通路に直接通じる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。(4)において同じ。）の付近には、エレベーターその他の昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、それらの設備等の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 公共用通路に直接通じる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
8 乗車券等販売所、待合所及び案内所	<p>(1) 乗車券等販売所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 5の項の(1)に定める経路と乗車券等販売所との間の経路を構成する通路のうち1以上は、同項の(4)に掲げるものとする。</p> <p>イ アに定める経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造とする場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 待合所又は案内所を設ける場合には、(1)に定める構造に準じたものとする。</p>
9 鉄道駅及び軌道停留場	<p>(1) 5の項の(1)に定める経路に改札口を設ける場合には、そのうち1以上は、幅を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) プラットホームは、次に掲げるものとする。</p>

	<p>ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、ホームドア又は可動式ホームさくを設けたプラットホームについては、この限りでない。</p>
10 バスターミナル	<p>バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造とすること。</p>
11 旅客船ターミナル	<p>(1) 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合には、当該乗降用設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ウ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、6の項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しないことができる。</p> <p>(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>

備考

- 1 「車両等」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第7号に規定する車両等をいう。
- 2 「視覚障害者誘導用ブロック等」とは、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。
- 3 「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 4 「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 5 「鉄道駅」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 6 「軌道停留場」とは、軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 7 「バスターミナル」とは、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）に基づくバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 8 「旅客船ターミナル」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく輸送施設（船舶を除き、同法に基づく一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。（平18規則44・一部改正）

別表第2(第2条関係)
道路に係る整備基準

整備項目	整備基準
歩道	<p>歩道を設ける場合においては、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。</p> <p>イ 表面は、平たんとし、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 車道とは、縁石、防護さく、植樹帯等により、分離すること。</p> <p>エ 車道を横断する部分においては、歩道と車道とを擦り付け、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 歩道のうち横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口及び視覚障害者用信号付加装置の設置されている横断歩道に接する部分には、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p>

備考

- 1 「視覚障害者誘導用ブロック等」とは、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したものをいう。
- 2 「線状ブロック等」とは、視覚障害者の誘導を行うために路面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の路面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。
- 3 「点状ブロック等」とは、視覚障害者に対し段差の存在等の警告又は注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の路面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。

別表第3(第2条関係)

公園に係る整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	1以上の出入口は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、120センチメートル以上とする。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。
2 園路	(1) 主要な園路は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幅は、120センチメートル以上とする。 イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 ウ 表面は、滑りにくいものとする。 エ 園路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスター及びつえが落ち込まないように配慮した溝ぶたを設ける。 (2) 案内板を設ける場合には、点字により表示する等視覚障害者が円滑に利用できるものとする。
3 便所	(1) 便所を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 次に定める構造の車いす使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)設ける。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている。 (イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されている。 (ウ) 戸は、引き戸(構造上やむを得ない場合にあつては、外開き戸)とする。 イ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。 ウ 車いす使用者用便房が設けられている便所の洗面器又は手洗器のうち1以上に、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設ける。 エ 2の項の(1)に定める園路と車いす使用者用便房との間の経路を構成する園路のうち1以上は、同項の(1)に掲げるものとする。 (3) 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、手すりを配置した床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設ける。 (4) 条例別表第2の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設に、便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)設け、かつ、当該便房及び当該便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。 イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設け、かつ、当該設備が設けられている便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。ただし、他の場所に乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、かつ、当該場所にその旨を表示した標識を掲示する場合は、この限りでない。

(平18規則44・一部改正)

別表第4(第2条関係)

駐車場に係る整備基準

整備項目	整備基準
駐車場	<p>(1) 車いす使用者用駐車施設を、全駐車台数が100台未満の場合にあつては1以上、全駐車台数が100台以上の場合にあつては2以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設と駐車場の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) (2)のウに定める経路を構成する通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 始点及び終点に、車いすが安全に停止できる平坦な部分を設けること。</p>

別表第5(第2条の2関係)

小規模施設に対する緩和基準

整備項目	緩和する場合	緩和基準
1 便所	別表第1の2の表の4の項の(2)の規定によることが困難な場合	<p>(1) 次に掲げるものとすることができる。</p> <p>ア 次に定める構造の便房（以下「手すり付き洋式便房」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>（ア） 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>（イ） 戸は、内開き戸としないこと。</p> <p>イ 洗面器又は手洗器には、レバー式、光感知式その他の操作が容易な方式による水栓を設けること。</p> <p>(2) (1)の場合において、別表第1の2の表の7の項の規定の適用については、同項中「車いす使用者用便房」とあるのは、「手すり付き洋式便房のある便所」とする。</p>
2 障害者や高齢者をはじめすべての人が利用しやすい経路	玄関ホールで靴の着脱を行う利用形態の建築物であつて、当該玄関ホールにおいて別表第1の2の表の7の項の(3)のエの規定によることが困難な場合	<p>次に掲げるいずれかのものとすることができる。</p> <p>ア 当該玄関ホールに仮設の傾斜路又は手すりを設けること。</p> <p>イ 当該玄関ホールを、当該建築物内に常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できるようにすること。</p> <p>ウ 道等から当該玄関ホールまでの経路において、当該建築物内に常時勤務する者と通話できる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する設備を設けること。</p>
	別表第1の2の表の7の項の(5)のウの規定によることが困難な場合	<p>車いす使用者が乗降する際に当該建築物内に常時勤務する者による誘導が適切に実施される場合に限り、かごの奥行きは、115センチメートル以上とすることができる。</p>
3 視覚障害者が円滑に利用できる経路	別表第1の2の表の8の項の規定によることが困難な場合	<p>次のいずれかに該当する場合は、中欄の規定は適用しない。</p> <p>ア 道等から当該建築物内に常時勤務する者と通話できる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する設備まで容易に到達できる場合</p> <p>イ 道等から建築物の主要な出入口までの経路を、当該建築物内に常時勤務する者がいる案内設備から容易に視認できる場合</p>

別表第6(第2条の3関係)

整備誘導基準

整備項目	整備誘導基準
1 便所	<p>条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途(卸売市場を除く。)若しくは同項の(8)のア、(13)若しくは(15)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が10,000平方メートル以上のもの又は同項の(19)若しくは同表の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設に、多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア オストメイト(人工肛門又は人工膀胱を使用する者をいう。)が円滑に利用できるものとして、フラッシュバルブ式汚物流し等が適切に配置された便房を1以上(男子用及び女子用の区別のある場合にあつては、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>イ アに定める便房を設けた便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
2 ホテル又は旅館の客室	<p>(1) 条例別表第2の1の項の(7)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が5,000平方メートル以上のものには、車いす使用者用客室を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 浴室等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
3 授乳場所	<p>(1) 条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途(卸売市場を除く。)、同項の(8)のアに掲げる用途、同項の(12)に掲げる用途(遊技場を除く。)、同項の(13)に掲げる用途若しくは同項の(15)に掲げる用途(飲食店に限る。)に供する特定まちづくり施設で延べ面積が5,000平方メートル以上のもの又は同表の3の項の(2)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあつては、授乳場所を1以上設けること。</p> <p>(2) 授乳場所は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア ベビーベッド、いす等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 授乳場所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p>
4 避難口誘導灯	<p>条例別表第2の1の項の(2)から(5)までに掲げる用途、同項の(6)に掲げる用途(卸売市場を除く。)若しくは同項の(7)、(8)のア若しくは(11)から(16)までに掲げる用途に供する特定まちづくり施設で延べ面積が1,000平方メートル以上のもの又は同項の(19)若しくは(24)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設で自動火災報知設備を設けるものにあつては、点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯を設けること。</p>
5 集団補聴設備	<p>条例別表第2の1の項の(3)又は(4)に掲げる用途に供する特定まちづくり施設にあつては、磁気ループ等の集団補聴設備を設けた客席を設けること。</p>

(平18規則44・一部改正)

別記

第1号様式 (第3条関係)

整備基準適合証交付請求書

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

請求者 住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定により、次のとおり整備基準適合証の交付を、
請求します。

1 まちづくり施設の所在地	
2 まちづくり施設の名称	
3 主 要 用 途	
4 面 積	敷地面積 m ² 、延べ面積 m ²
5 構 造 ・ 階 数	造 階建
6 工事着手・完了年月	着手 年 月・完了 年 月
7 連 絡 先	会社名 担当者名 電話番号
※ 受付年月日・番号	※ 審査結果等

注 ※印欄には、記入しないでください。

（その1）

特定まちづくり施設設置工事協議書（建築物用）

年 月 日

京都府知事 様
（ 市長）

協議者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

1 代 理 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号		
2 設 計 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号		
3 建築物の所在地			
4 工 事 種 別	新築 増築 改築 用途変更 大規模の修繕・模様替え		
5 敷地の用途地域		6 敷地の面積	m ²
7 階 数	地上 階、地下 階	8 建築物の構造	造
9 主たる用途		10 条例適用部分 の 用 途	
11 延べ面積	m ²	12 条例適用部分 の 延べ面積	m ²
13 工 事 予 定	着工 年 月 日・完了 年 月 日		

※受付年月日・番号	※協議成立年月日	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

(その2)

特定まちづくり施設設置工事協議書 (公園用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

1 代 理 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号
2 公園の所在地	
3 公園の名称	
4 公園の敷地の面積	m ²

※受付年月日・番号	※協議成立年月日	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

(その3)

特定まちづくり施設設置工事協議書 (駐車場用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

1 代 理 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号
2 駐 車 場 の 所 在 地	
3 駐 車 場 の 名 称	
4 駐 車 場 の 敷 地 の 面 積	m ²
5 駐 車 の 用 に 供 す る 部 分	駐車台数 台、面積 m ²
うち機械式を除く部分	駐車台数 台

※受付年月日・番号	※協議成立年月日	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

第2号の2様式 (第4条関係)

(その1)

特定まちづくり施設設置工事変更協議書 (建築物用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名 ㊟
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第2項の規定により、次のとおり協議します。

1 代 理 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号		
2 設 計 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号		
3 建築物の所在地			
4 当初の協議の 受付番号		5 当初の協議の 成立年月日	年 月 日
6 変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後

※受付年月日・番号	※協議成立年月日	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

(その2)

特定まちづくり施設設置工事変更協議書 (公園用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名 ㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第2項の規定により、次のとおり協議します。

1 代 理 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊦ 電話番号		
2 公園の所在地			
3 公園の名称			
4 当初の協議の 受付番号		5 当初の協議の 成立年月日	年 月 日
6 変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後

※受付年月日・番号	※協議成立年月日	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

(その3)

特定まちづくり施設設置工事変更協議書 (駐車場用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第2項の規定により、次のとおり協議します。

1 代 理 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名		
2 駐車場の所在地	印 電話番号		
3 駐車場の名称			
4 当初の協議の 受付番号		5 当初の協議の 成立年月日	年 月 日
6 変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後

※受付年月日・番号	※協議成立年月日	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

第3号様式 (第5条関係)

特定まちづくり施設設置工事完了届出書

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第3項の規定により、次のとおり特定まちづくり施設の設置工事の完了を届け出ます。

1 施設の所在地	
2 施設の名称	
3 協議の受付番号	
4 協議成立年月日	年 月 日
5 工事完了年月日	年 月 日
6 連絡先	会社名 担当者名 電話番号
※ 受付欄	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

第4号様式 (第6条関係)

(表)

身 分 証 明 書				第	号
所 属					
職 名					
氏 名					
生 年 月 日	年	月	日		
上記の者は、京都府福祉のまちづくり条例第20条第2項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。					
発行年月日	年	月	日		
有効期限	年	月	日		
				京都府知事	印
				(市長)	

(裏)

京都府福祉のまちづくり条例 (抜すい)

(報告及び調査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定まちづくり施設の設置者に対して必要な報告を求め、又はその職員に、特定まちづくり施設に立ち入り、当該特定まちづくり施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

整備基準適合状況調査報告書（建築物用）

年 月 日

京都府知事 様

報告者 住 所

氏 名



（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第23条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 建築物の所在地			
2 建築物の名称			
3 敷地の用途地域		4 敷地の面積	m ²
5 階 数	地上 階、地下 階	6 建築物の構造	造
7 主たる用途		8 条例適用部分の用途	
9 延べ面積	m ²	10 条例適用部分の延べ面積	m ²
11 連絡先	会社名 担当者名 電話番号		

※受付年月日・番号	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

(その2)

整備基準適合状況調査報告書 (公園用)

年 月 日

京都府知事 様

報告者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第23条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 公園の所在地	
2 公園の名称	
3 公園の敷地の面積	m ²
4 連絡先	会社名 担当者名 電話番号

※受付年月日・番号	※

注 ※印欄には、記入しないでください。

(その3)

整備基準適合状況調査報告書（駐車場用）

年 月 日

京都府知事 様

報告者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第23条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 駐 車 場 の 所 在 地	
2 駐 車 場 の 名 称	
3 駐 車 場 の 敷 地 の 面 積	m ²
4 駐 車 の 用 に 供 す る 部 分	駐車台数 台、 面積 m ²
うち機械式を除く部分	駐車台数 台
5 連 絡 先	会社名 担当者名 電話番号

※受付年月日・番号	※

注 ※印欄には、記入しないでください。